

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他)

No	19	府省庁名	厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 <u>不動産取得税</u> <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	心身障害者を多数雇用する事業所に対する特例措置の延長		
要望内容（概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） ① 不動産取得税：障害者を多数雇用する事業所（※）の事業主が、重度障害者多数雇用事業所施設設置助成金（以下「助成金」という。）の支給を受けて、事業用施設を取得し、引き続き3年以上事業の用に供した場合には、当該施設の取得に対して課する不動産取得税について、当該税額から取得価格の10分の1に相当する額に税率を乗じて得た額を減額する。 ② 固定資産税：障害者を多数雇用する事業所（※）の事業主が、助成金の支給を受けて事業用施設を取得した場合には、当該施設に対して課する固定資産税の課税標準について、当初5年度分に限り、当該課税標準から6分の1に障害者雇用割合を乗じて得た額を減額する。 ※ 障害者雇用割合が50%以上かつ20人以上障害者を雇用（短時間労働者を除く重度障害者は1人を2人として、重度以外の障害者である短時間労働者は1人を0.5人として計算） ・ 特例措置の内容 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が、助成金の支給を受けて、事業用施設を取得した場合の不動産取得税及び固定資産税の軽減措置については、令和3年3月31日限りで失効することとなっているが、その適用期限を2年間延長する。		
関係条文	〔不動産取得税〕 地方税法附則第11条の4第1項、第2項、地方税法施行令附則第9条 〔固定資産税〕 地方税法附則第15条第4項、地方税法施行令附則第11条第6項、第7項、地方税法施行規則附則第6条第23項 障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号		
減収見込額	〔初年度〕 — （ ▲4.2 ） 〔平年度〕 — （ ▲4.2 ） 〔改正増減収額〕 — （単位：百万円）		
要望理由	（1）政策目的 障害者雇用については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づき、障害者が職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もって障害者の職業の安定を図ることとしている。民間企業が障害者を雇用している率は、令和元年6月1日現在2.11%と、企業に義務として課されている率（2.2%）を依然として下回っており、なお一層の改善が必要である。 このため、本税制は、障害者を多数雇用する事業所の設備整備等に対するインセンティブを喚起し、設備の近代化を図ることにより、障害者の雇用を維持・拡大することを目的としている。 （2）施策の必要性 民間企業が障害者を雇用している率は、令和元年6月1日現在2.11%と、企業に義務として課されている法定雇用率（2.2%）を依然として下回っており、このような中で障害者の雇用の維持・拡大を図るためには、障害者の雇用機会の創出、雇用の維持を目的として、設備整備の拡充を行う企業の設備投資に係る租税負担をできる限り軽減することが必要である。さらに、法定雇用率は令和2年度中に2.2%から2.3%に引き上げられることとなっており、より一層の障害者の雇用の維持及び促進を図るため、事業主に対する支援の充実が必要不可欠である。 また、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第36号）の附帯決議を踏まえ、通勤時や職場での介助等が必要な重度障害者等の支援策を拡充したところであり、今後、こうした施策と相まって、重度障害者を含めた障害者の雇用を拡大していくため、重度障害者等が働くに当たって必要な企業の設備投資に係る負担をできる限り軽減することが必要である。 さらに、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）及び「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）に加え、「労働施策基本方針」（平成30年12月28日閣議決定）においても、障害者等が希望や能力、適性を十分に活かし、障害の特性等に応じて活躍することが普通の社会、障害者と共に働くことが当たり前の社会を目指すこととされており、より一層障害者雇用の促進に取り組む		

	ことが必要である。 加えて、事業主団体からは、障害者の雇用促進に向けて、本税制の適用期限の延長だけでなく、より実効性のあるものとするための適用要件の大幅な緩和も要望されている。 こうした中で、近年の本税制の利用実績等を踏まえ、少なくとも本税制の適用期限の延長が必要である。
本要望に 対応する 縮減案	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅴ：意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標Ⅲ：労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること 3-1：高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定を図ること 基本目標Ⅸ：障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること 施策大目標Ⅰ：必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を支援すること 1-2：障害者の雇用を促進すること
	政策の達成目標	法定雇用率の達成
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間の延長
	同上の期間中の達成目標	法定雇用率の達成
	政策目標の達成状況	令和元年6月1日現在の民間企業の障害者の実雇用率は2.11%となっており、法定雇用率(2.2%)は達成していないが、前回要望時(令和29年6月1日現在)の1.97%に比して実雇用率は上昇しており、障害者雇用の着実な進展が見られる。
有効性	要望の措置の適用見込み	(令和元年度見込) 不動産取得税：0件、0百万円 固定資産税：1件、4百万円
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本措置は、設備投資に伴う事業主の負担を軽減するものであり、これにより設備投資のインセンティブを喚起し、障害者を多数雇用する事業所の競争力の確保、経営基盤の安定化や、それによる障害者の雇用の維持・拡大につながる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	○ 心身障害者を多数雇用する事業所等に係る課税標準の特例措置(事業所税) ○ 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却(所得税、法人税)
	予算上の措置等の要求内容及び金額	○ 障害者雇用納付金制度 障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図るとともに、全体として、障害者の雇用の水準を引き上げることを目的に、法定雇用率未達成企業から納付金(1人当たり月額5万円)を徴収し、法定雇用率達成企業に対して調整金(1人当たり月額2万7千円)を支給するとともに、障害者のための作業施設等を設置した事業主等に対する助成金を支給している。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	障害者を多数雇用する事業所は、障害者の特性に配慮して働きやすい環境を整備するため、多額の設備投資等を要しており、障害者を多数雇用していない事業所に比べより多額の経済的負担を負っている。このため、障害者雇用納付金制度等の助成金に加えて、税制上の特例措置により、障害者多数雇用事業所の設備投資のインセンティブを喚起し、設備を充実させて事業所の生産性を高めつつ障害者の働きやすい環境を図ることが、障害者の雇用の安定・促進につながる。
	要望の措置の妥当性	障害者を多数雇用する事業所は、他の企業と同様に設備投資を行い競争力をつける必要があるが、障害者多数雇用事業所は、通常必要な設備投資とは別に障害者雇用のための設備投資が必要なため、その年の負担が過大なものとなり、新たな設備投資に踏み切ることが難しい。税制上の優遇措置があれば、事業主の負担を軽減することができるため、設備投資のインセンティブを喚起し、以て事業主が障害者を雇用することにつながるものが期待できるものである。

		また、平成 25 年に出された労働政策審議会の意見書において、中小企業の障害者雇用支援策の充実強化が必要であるとの意見が出されており、設備整備の拡充等を行う企業の設備投資に係る租税負担をできる限り軽減することが必要である。 さらに、平成 30 年 4 月より法定雇用率が 2.0%から 2.2%に引上げが行われ、令和 2 年度中にさらに 0.1%引き上がる予定であることから、今後、より一層の障害者の雇用の維持及び促進を図るためには、事業主に対する支援の充実が必要不可欠であり、令和 3 年度以降も本特例措置を維持することが妥当である。
	ページ	19—2

税負担軽減措置等の適用実績		平成 27 年度 不動産取得税：0 件、0 百万円 固定資産税：7 件、3.8 百万円 平成 28 年度 不動産取得税：0 件、0 百万円 固定資産税：8 件、21.3 百万円 平成 29 年度 不動産取得税：1 件、1.1 百万円 固定資産税：5 件、21.1 百万円 平成 30 年度 不動産取得税：0 件、0 百万円 固定資産税：2 件、17 百万円 令和元年度 不動産取得税：0 件、0 百万円 固定資産税：1 件、4.2 百万円
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績		平成 28 年度 不動産取得税：0 千円 固定資産税：21,303 千円 平成 29 年度 不動産取得税：109 千円 固定資産税：21,160 千円 平成 30 年度 不動産取得税：0 千円 固定資産税：17,167 千円
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）		令和元年 6 月 1 日現在の民間企業（45.5 人以上）の障害者の実雇用率は 2.11%と法定雇用率には届かないものの、雇用されている障害者の数は 16 年連続で過去最高となっており、障害者雇用の着実な進展が見られる
前回要望時の達成目標		法定雇用率の達成
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由		民間企業における障害者の実雇用率は、令和元年 6 月 1 日現在 2.11%と、法定雇用率（平成 30 年 4 月に 2.0%から 2.2%に引上げ）を依然として下回っている。この要因としては、障害者を多数雇用するためには、障害者の特性に配慮して働きやすい環境を整備するため、多額の設備投資等が必要となり、障害者を多数雇用していない事業所に比べ、より多額の経済的負担を負うことから、より厳しい経済環境に置かれていることが考えられる。
これまでの要望経緯		昭和 49 年度（不動産取得税の減額措置）及び昭和 51 年度（固定資産税の課税標準の特例措置）の制度創設後、以下のとおり障害者の範囲の拡大についての要望を行うとともに、概ね 2 年毎に延長要望を行っている。 昭和 63 年度 知的障害者の追加 平成 5 年度 重度の障害者である短時間労働者を追加 平成 17 年度 精神障害者を追加 平成 18 年度 精神障害者である短時間労働者を追加 平成 22 年度 重度及び精神障害者以外の障害者である短時間労働者を追加
ページ	19—3	